

世羅町共同募金委員会事業に要する経費費目表（参考）

共同募金地域配分金事業申請書の「事業に要する経費」欄の記入については、下記の表を参考のうえご記入ください。

費 目	内 容
食 材 費	・福祉活動対象者にかかる食材費
給 食 費	・友愛弁当やおせち料理の配食事業、高齢者招待事業等を行う際の弁当、お茶等の購入 ※弁当等における助成金限度額 一人当たり（税抜）1,200円とする ※弁当と一緒に、既製品のペットボトル飲料やお茶菓子を準備する場合は、一人当たりの給食費（一人当たり（税抜）1,200円）に含めることとする ・活動者等の飲料代 等 ※屋外等の活動中において、熱中症予防の水分補給として認められる範囲であること ※会議における飲料代は助成金対象外とする
材 料 費	・活動の中で使用する材料代 例）布、糸、折り紙、木材 等
消 耗 品 費	・事務用品 例）筆記用具、印刷用紙、プリンターインク、コピー代 等 ・日用品 例）ゴミ袋、紙コップ、台所用品、マスク 等 ・活動写真現像代
被 服 費	・ユニフォーム、帽子 等 ※助成金額の3分の1を上限とする
通 信 運 搬 費	・はがき代、切手代 ・宅配便など運搬における送料 等
保 険 料	・ボランティア保険掛金 等
手 数 料	・振込手数料
旅 費	・研修会参加に係る交通費 ※算出根拠が明確であること
報 償 費	・講師、指導者への謝礼金
燃 料 費	・活動に係る燃料費（※ただし、ガソリン代・軽油代、混合燃料代） ※混合燃料については、活動に必要な量として、1団体 年間10リットルまで ※算出根拠が明確であること ※但し、行政からの補助がある場合はそちらを優先とする
使 用 料 及 び 賃 借 料	・会場使用料、冷暖房使用料 ・バス、レンタカー等賃借料 ※バスの賃借料はその活動が福祉活動の推進となるもの ※会員の草刈り機、軽トラックを使用した場合の借り上げ代は対象としない

※申請時は上記内容を充分ご確認くださいませよう願ひいたします。

ご不明な点等がございましたら事務局までご相談ください。

【世羅町共同募金委員会事務局】

世羅町社会福祉協議会 本 所 電話：22-3162

// 世羅西支所 電話：37-1335

